

①表面

年間収入が200万円(給与以外の所得を含む場合は年間所得130万円)を超える方のための控除計算表

【延滞措置】

控除計算表

※記入上の注意 :金額は円単位で記入してください。該当する金額がない項目は0円と記入してください。
:黒または青のボールペンで記入ください。(鉛筆や摩擦で消えるタイプのボールペンは使用しないでください。)

A 所得証明書類の年間収入(年間所得)

最新の所得証明書類(または延滞期間に該当する年度の所得証明書類)に記載の金額を記入してください。

- ・給与収入のみの場合、給与収入額を記入 (収入) をかこみ金額を記入。
・給与以外の所得がある場合は、合計所得額(総所得額)を記入 (所得) をかこみ金額を記入。

A
収入
所得
円

B 奨学生本人の被扶養者にかかる控除

※記入欄が不足する場合は別紙に記載してください。

被扶養者の氏名	続柄	被扶養者の氏名	続柄	被扶養者の氏名	続柄
1		3		5	
2		4		6	

※被扶養者の人数が記載された、奨学生本人の所得証明書類(原本)の提出が必要です。

B
円

◆ 控除額: 被扶養者1人につき38万円控除。 38万円×被扶養者数(表に記入した人数) []人 = Bに記入。

C 奨学生本人の被扶養者でない、親への援助 ※親を奨学生本人の被扶養者としている場合は、Bへ記入してください。

父母の氏名	続柄	父と母が同居・別居(*1)	年間収入(*2)	父母が生活保護を受給しているかの有無(*3)	父・母どちらかを記入できない場合はその理由(離婚・死別等)【注】父・母どちらかが未記入で、この理由欄も未記入の場合は審査できない場合があります。	親へ援助している金額(年間)
	父	同居／別居	(収入・所得)	有 / 無		円/年
	母		(収入・所得)	有 / 無		円/年

(*1) 父と母が、同居している場合は、父母両方の欄を記入し、収入(所得)の多い方の所得証明書を提出してください。

(*2) 父・母が、収入150万円(所得100万円)を超える場合(奨学生が父・母と同居の場合)、Cの控除は認められません。

父・母が、収入230万円(所得150万円)を超える場合(奨学生が父・母と別居の場合)、Cの控除は認められません。

(*3) 父・母が、生活保護を受給している場合、Cの控除は認められません。

◆ 控除額: 年間38万円上限(父母別居の場合で各々に援助している場合は1世帯につき年間38万円(合計76万円)を上限)として実費を控除。親へ援助している金額(表の右端列)と38万円のうち、金額の低い方を、Cに記入。
(父と母が別居の場合でそれぞれに援助している場合は、親へ援助している金額(表の右端列)と76万円のうち、金額の低い方を、Cに記入。)

C
円

D 奨学生本人の被扶養者でない、他の親族(2親等以内で配偶者・子を除く)への援助

※親への控除に加えて援助が必要な場合にのみ記入できます。対象者を奨学生本人の被扶養者としている場合は、Bへ記入してください。

援助の受領者氏名	続柄	父母との同居・別居(*4)	年間収入(*5)	生活保護を受給しているかの有無(*6)	学生であるかの有無(*7)	援助している金額(年間)
		同居／別居	(収入・所得)	有 / 無	有 / 無	円/年
			(収入・所得)	有 / 無	有 / 無	円/年

※援助の受領者の所得証明書を提出してください。

(*4) 援助の受領者が、父・母と同居している場合は、Dの控除は認められません。

(*5) 援助の受領者が、収入150万円(所得100万円)を超える場合(奨学生と同居の場合)、Dの控除は認められません。

援助の受領者が、収入230万円(所得150万円)を超える場合(奨学生と別居の場合)、Dの控除は認められません。

(*6) 援助の受領者が、生活保護を受給している場合、Dの控除は認められません。

(*7) 援助の受領者が、兄弟姉妹の場合、学生でなければDの控除は認められません。

D
円

◆ 控除額: 年間38万円を上限として、実費を控除。 援助している金額(表の右端列)と38万円のうち、金額の低い方を、Dに記入。

E 奨学生本人にかかる医療費 ※奨学生本人が傷病であり、その加療期間が6か月以上であることが条件です。

※診断書、診断書に該当する医療機関等の領収書、医療費支払申告書(所定用紙)の提出が必要です。

◆ 控除額: 年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除。医療費支払申告書(所定用紙)の「負担する金額」の合計と96万円のうち、金額の低い方を、Eに記入。

E
円

F 奨学生本人の被扶養者にかかる医療費

※奨学生本人の被扶養者が傷病であり、その加療期間が2週間以上であることが条件です。

※診断書、診断書に該当する医療機関等の領収書、医療費補助申告書(所定用紙)の提出が必要です。

◆ 控除額: 年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除。医療費補助申告書(所定用紙)の「負担する金額」の合計と96万円のうち、金額の低い方を、Fに記入。

F
円

G 「災害」事由で願い出る場合の控除経費

※奨学生本人が支払ったことがわかる書類(ローン明細書のコピー、修理または購入領収書のコピー)の提出が必要です。

◆ 控除額: 奨学生本人名義、または支払い者が本人の場合の住宅取得経費、自宅修理工費、車・家財購入経費の年間支出額を控除。

奨学生本人が支払ったことを証明する、ローン明細書・領収書のコピー等の年間合計額を、Gに記入。

G
円

H 控除後の年間収入(年間所得)金額

A - B - C - D - E - F - G =

※Hが収入200万円(所得130万円)以下になった場合に限り、猶予願(延滞措置)を提出することができます。

H
収入
所得
円

さらに追加の書類の提出を依頼する場合があります。以上に該当しても、審査の結果、認められない場合がありますのであらかじめご了承ください。

15-31_20251202

※左記B、Cの控除の申請には、証明書の提出が必要です。

※各控除の申請に必要な証明書・申請条件等については、②裏面をご確認ください。

②裏面

年間収入が200万円(給与以外の所得を含む場合は年間所得130万円)を超える方が延滞据置猶予を願い出る場合は、

- ① 返還期限猶予願(延滞据置)
- ② 控除計算表(本用紙)
- ③ 所得証明書類(*ア)
- ④ ②～④の該当する控除に必要な書類(*イ)

いずれの控除を申請する場合も提出が必要です。

の提出が必要です。

(*ア) 被扶養者人数が記載された所得証明書類を提出する場合は、⑤の控除申請で新たに所得証明書類を提出する必要はありません。

(*イ) 複数の控除に該当し、すべて申請しなくても①欄が収入200万円(所得130万円)以下になる場合は、申請しやすい控除のみで結構です。

※下記において「所定用紙に記入」と案内がある書類は、ホームページ(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/ippan/shoshiki/yoshi.html)よりダウンロードできます。

⑤ 奨学生本人の被扶養者にかかる控除

- ◆申請条件: 市県民税課税証明書(または所得証明書)原本により、奨学生本人に被扶養者があることが確認できること。
(ここで言う「被扶養者」とは、地方税法上本人の被扶養となっている方のことです。)
- ◆控除額: 被扶養者1人につき38万円控除。
- ◆必要書類: 奨学生本人の市県民税課税証明書(または所得証明書)(原本・コピー不可。被扶養者人数が記載されているものに限る。)

⑥ 奨学生本人の被扶養者でない、親への援助

- ◆申請条件: ・奨学生本人の被扶養者でない、親へ生活費を援助していること。
・**父と母が同居している場合は、収入(所得)の多い方を援助を受けている親とし、証明書類を提出する。**

※ただし、援助を受けている親が以下に該当する場合、⑥の控除は認められません。

- ・【奨学生と同居】年間収入150万円(給与所得者以外は所得100万円)を超える場合
- ・【奨学生と別居】年間収入230万円(給与所得者以外は所得150万円)を超える場合
- ・生活保護受給中の場合

- ◆控除額: 年間38万円を限度に実費を控除。

- ◆必要書類: ①援助を受けている親の所得証明書類(原本・コピー不可。)いずれか1つ。
 - ・所得証明書
 - ・市県民税課税証明書
 - ・住民税非課税証明書※収入金額の記載があるもの。市県民税額のための記載は不可。
また金額の「※」記載は不可。(収入がない場合も「0円」と記載があるもの。)
- ②援助を受けている親の住民票(①に記載された住所から変更のない場合は提出不要)
- ③生活費補助理由書(所定用紙に記入)

⑦ 奨学生本人の被扶養者でない、他の親族(2親等以内で配偶者・子を除く)への援助

- ◆申請条件: ⑤(被扶養者は親に限る)または⑥の控除に加えて、奨学生本人の被扶養者でない2親等以内の親族へ生活費を援助していること。(*ウ)

(*ウ) 親への援助に加えて、兄弟姉妹・祖父母(義祖父母)への援助がある場合が該当します。

※ただし、援助を受けている親族が以下に該当する場合、⑦の控除は認められません。

- ・父・母と同居している場合
- ・生活保護受給中の場合
- ・兄弟姉妹で、学生でない場合
- ・【奨学生と同居】年間収入150万円(給与所得者以外は所得100万円)を超える場合
- ・【奨学生と別居】年間収入230万円(給与所得者以外は所得150万円)を超える場合

- ◆控除額: 年間38万円を限度に実費を控除。

- ◆必要書類: ①援助を受けている親族の所得証明書類(原本・コピー不可。)いずれか1つ。
 - ・所得証明書
 - ・市県民税課税証明書
 - ・住民税非課税証明書※収入金額の記載があるもの。市県民税額のための記載は不可。
また金額の「※」記載は不可。(収入がない場合も「0円」と記載があるもの。)
- ②援助を受けている親族の住民票(①に記載された住所から変更のない場合は提出不要)
- ③生活費補助理由書(所定用紙に記入)
- ④学生証のコピー、または在学証明書(原本)(援助の受領者が兄弟姉妹の場合のみ)

⑧ 奨学生本人にかかる医療費

- ◆申請条件: 奨学生本人が傷病であり、その加療期間が6か月以上であること。
- ◆控除額: 1か月8万円、年間96万円を限度に実費(領収書等により証明される額)を控除。
- ◆必要書類: ①診断書(原本) 初診時期及び加療期間(今後の療養見込期間も含む)が明記されているもの。
※対象となる医療機関・診療科が複数の場合は、各医療機関・診療科の診断書の原本をご提出ください。
②医療費の領収書コピー(診療日・医療機関名・奨学生本人氏名・医療費金額の内訳が記載されているものに限る。)
※診断書発行医療機関の領収書(または処方された薬局の領収書)であり、診療日付が診断書の加療期間と一致しているものであること。
※原則として、自由治療(保険外)の金額は控除対象外。
③医療費支払申告書(所定用紙に記入) 提出する領収書に一致した金額を計上してください。
※診断書の加療期間が7か月以上の場合は2枚以上作成してください。

⑨ 奨学生本人の被扶養者にかかる医療費

- ◆申請条件: 奨学生本人の被扶養者が傷病であり、その加療期間が2週間以上であること。
(ここで言う「被扶養者」とは、地方税法上または社会保険制度において本人の被扶養となっている方のことです。)
- ◆控除額: 1か月8万円、年間96万円を限度に実費(領収書等により証明される額)を控除。
- ◆必要書類: ①対象となる被扶養者の診断書(原本) 初診時期及び加療期間(今後の療養見込期間も含む)が明記されているもの。
※対象となる医療機関・診療科が複数の場合は、各医療機関・診療科の診断書の原本をご提出ください。
②対象となる被扶養者のマイナポータルの健康保険証情報の画面又は資格確認書コピー等
奨学生本人の被扶養者であることがわかる書類※保険者番号、被保険者等記号・番号及び二次元コードは黒塗り(マスキング)してください。
③対象となる被扶養者の医療費の領収書コピー(診療日・医療機関名・氏名・医療費金額の内訳が記載されているものに限る。)
※診断書発行医療機関の領収書(または処方された薬局の領収書)であり、診療日付が診断書の加療期間と一致しているものであること。
※原則として、自由治療(保険外)の金額は控除対象外。
④医療費補助申告書(所定用紙に記入) 提出する領収書に一致した金額を計上してください。
※診断書の加療期間が7か月以上の場合は2枚以上作成してください。

⑩ 「災害」事由で願い出る場合の控除経費

- ◆申請条件: 奨学生本人が罹災し、住宅取得費・自宅修理費・車購入経費等、災害に係る支出がある場合。
- ◆控除額: 奨学生本人名義、または支払い者が本人の場合の住宅取得経費、自宅修理費、車・家財購入経費の年間支出額を控除。
- ◆必要書類: ①罹災証明書(原本)
②奨学生本人が支払ったことを証明する、ローン明細書・領収書のコピー等
※奨学生本人のフルネームが記載されている、ローン明細書や領収書であることが必要です。